

# 福岡県公報

平成17年5月27日  
第2392号

## 目 次

### 告 示 (第1061号-第1079号)

○救急診療所でなくなった診療所	(医療指導課) ..... 1
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請 の概要	(環境保全課) ..... 1
○土地改良事業の同意	(農地計画課) ..... 2
○土地改良事業計画の変更の認可	(農地計画課) ..... 3
○漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等	(漁政課) ..... 3
○漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等	(漁政課) ..... 4
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基 づく指定地方公共機関の指定	(消防防災安全課) ..... 21
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 22
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 22
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 23
○公共測量の終了	(土木管理課) ..... 23
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 24
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ..... 24	
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ..... 24	

○自衛官の募集	(地方課) ..... 24
○土地改良法第95条第1項に定める者の換地処分	(農地計画課) ..... 25
<b>公 告</b>	
○平成17年度福岡県製菓衛生師試験の実施	(生活衛生課) ..... 25
<b>筑前海区漁業調整委員会</b>	
○マダイの採捕の制限	(漁政課) ..... 27

## 告 示

### 福岡県告示第1061号

次に掲げる診療所は、平成17年5月1日付で、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成17年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

診療所の名称	所在地
医療法人太田脳神経外科医院	前原市浦志2-21-21

### 福岡県告示第1062号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成17年5月27日から同年6月17日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町民生部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成17年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

### 申請の概要

1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 スカイコート株式会社  
住 所 東京都新宿区富久町8番22号  
代表者の氏名 代表取締役 西田 鐵男

## 2 事業場の名称及び所在地

名 称 ホテルスカイコート苅田  
所 在 地 京都郡苅田町大字苅田字松浦3787-8

## 3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の66の2イに掲げる施設(ちゅう房施設)		
能 力	-		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許 可 後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	平成18年2月28日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成18年4月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	9時間		
使 用 時 間 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
項目	通 常	最 大	
水 素 イ オ ン 濃 度	6.0~8.0		
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	140	200	
化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	175	250	
浮遊物質量 (mg/l)	175	250	
窒 素 含 有 量 (mg/l)	18	25	
りん含有量 (mg/l)	4	5	
汚 水 量 (m³/日)	97	114	
種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の72に掲げる施設(し尿処理施設)		
能 力	620人槽 195m³/日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許 可 後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	平成18年2月28日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成18年4月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続 24時間		
使 用 時 間 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
項目	通 常	最 大	
水 素 イ オ ン 濃 度	6.0~8.0		
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	30	45	
化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	30	45	

工 事 着 手 予 定 年 月 日	許 可 後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日	平成18年2月28日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成18年4月1日	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続 24時間	
使 用 時 間 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
項目	通 常	最 大
水 素 イ オ ン 濃 度	6.0~8.0	
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	140	200
化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	175	250
浮遊物質量 (mg/l)	175	250
窒 素 含 有 量 (mg/l)	18	25
りん含有量 (mg/l)	4	5
汚 水 量 (m³/日)	97	114

種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の66の2ハに掲げる施設(入浴施設)		
能 力	-		
項目	通 常	最 大	
水 素 イ オ ン 濃 度	6.0~8.0		
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	30	45	
化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	30	45	

の汚染状態の通常値及び最大の値	浮遊物質量 (mg/ℓ)	70	100
	窒素含有量 (mg/ℓ)	15	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	2	4
	汚水量 (m³/日)	165	195

## 4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種類	合併処理浄化槽		
型式	RT-2N-2型		
構造	FRP製		
主要寸法 (mm)	縦×横×高さ 7,000×33,130×3,550		
能力	195 m³/日		
処理方式	接触ばっ気方式		
工事着手予定期日	許可後		
工事完成予定期日	平成18年2月28日		
使用開始予定期日	平成18年4月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続 24時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項目	処理前	処理後
	通常	最大	通常
	水素イオン濃度	—	6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	200	220
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	—	30
	浮遊物質量 (mg/ℓ)	—	70
	窒素含有量 (mg/ℓ)	—	15
	りん含有量 (mg/ℓ)	—	2
	汚水量 (m³/日)	165	195

## 5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

当該排水口における汚水状態の通常の値及び最大の値	事業場から排出される排水の排水口	排水口	
		通常	最大
	水素イオン濃度	6.0~8.0	
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	30	45
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	30	45
	浮遊物質量 (mg/ℓ)	70	100
	窒素含有量 (mg/ℓ)	15	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	2	4
	排水水量 (m³/日)	165	195

## 福岡県告示第1063号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

平成17年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	同意年月日
鞍手町	農業用ため池整備事業（乙ヶ谷地区）	平成17年5月9日

## 福岡県告示第1064号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成17年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区分	認可年月日

宮田町所田土地改良区	平成17年5月16日
------------	------------

### 福岡県告示第1065号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成17年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

1

(1) 公示番号 有区第2号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度07分37.5秒 東経130度21分57.0秒の点

(ロ) 北緯33度07分15.9秒 東経130度21分54.0秒の点

(ハ) 北緯33度07分07.9秒 東経130度21分51.2秒の点

(ニ) 北緯33度07分04.3秒 東経130度21分45.1秒の点

(ホ) 北緯33度07分04.5秒 東経130度21分35.2秒の点

(ヘ) 北緯33度07分25.7秒 東経130度21分34.0秒の点

(ト) 北緯33度07分59.4秒 東経130度21分34.1秒の点

(チ) 北緯33度07分59.4秒 東経130度21分36.1秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

2

(1) 公示番号 有区第3号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度07分16.8秒 東経130度22分13.0秒の点

(ロ) 北緯33度05分46.8秒 東経130度21分49.6秒の点

(ハ) 北緯33度05分51.8秒 東経130度21分40.8秒の点

(ニ) 北緯33度07分31.7秒 東経130度21分59.6秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

3

(1) 公示番号 有区第4号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

## ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度06分32.1秒 東経130度22分53.5秒の点
- (ロ) 北緯33度05分48.3秒 東経130度21分51.2秒の点
- (ハ) 北緯33度07分15.6秒 東経130度22分13.4秒の点
- (ニ) 北緯33度06分59.7秒 東経130度22分27.9秒の点
- (ホ) 北緯33度06分53.4秒 東経130度22分24.3秒の点
- (ヘ) 北緯33度06分46.2秒 東経130度22分35.7秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで
- (6) 免許予定日 平成17年9月1日

4

(1) 公示番号 有区第5号

(2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

## ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度06分14.3秒 東経130度23分02.0秒の点
- (ロ) 北緯33度05分59.8秒 東経130度22分42.8秒の点
- (ハ) 北緯33度06分13.7秒 東経130度22分28.3秒の点
- (ニ) 北緯33度06分27.7秒 東経130度22分48.5秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び

## 大牟田市

- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで
- (6) 免許予定日 平成17年9月1日

5

(1) 公示番号 有区第6号

(2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

## ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域（ただし、(ロ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(ロ)の各点並びに(ニ)、(ホ)、(リ)、(ヌ)及び(ニ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。）

- (イ) 北緯33度05分59.0秒 東経130度22分41.9秒の点
- (ロ) 北緯33度05分46.0秒 東経130度22分24.0秒の点
- (ハ) 北緯33度05分45.2秒 東経130度22分23.0秒の点
- (ニ) 北緯33度05分32.2秒 東経130度22分05.5秒の点
- (ホ) 北緯33度05分31.6秒 東経130度22分04.7秒の点
- (ヘ) 北緯33度05分24.4秒 東経130度21分55.2秒の点
- (ト) 北緯33度05分39.1秒 東経130度21分53.0秒の点
- (チ) 北緯33度05分43.3秒 東経130度21分50.4秒の点
- (リ) 北緯33度05分44.1秒 東経130度21分51.6秒の点
- (ヌ) 北緯33度05分46.8秒 東経130度21分50.0秒の点
- (ル) 北緯33度05分59.5秒 東経130度22分07.9秒の点
- (ヲ) 北緯33度06分00.3秒 東経130度22分09.0秒の点

(ワ) 北緯33度06分12.9秒 東経130度22分27.2秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

6

(1) 公示番号 有区第7号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度05分57.1秒 東経130度23分20.4秒の点

(ロ) 北緯33度05分40.8秒 東経130度23分02.7秒の点

(ハ) 北緯33度05分59.1秒 東経130度22分43.7秒の点

(ニ) 北緯33度06分13.4秒 東経130度23分02.9秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

7

(1) 公示番号 有区第8号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(ヨ)、及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域（ただし、(ハ)、(ニ)、(ト)、(ワ)、(カ)及び(ハ)の各点並びに、(ト)、(チ)、(ル)、(ヲ)及び(ト)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。）

(イ) 北緯33度05分40.1秒 東経130度23分01.6秒の点

(ロ) 北緯33度05分31.8秒 東経130度22分45.5秒の点

(ハ) 北緯33度05分28.6秒 東経130度22分42.4秒の点

(ニ) 北緯33度05分27.7秒 東経130度22分41.6秒の点

(ホ) 北緯33度05分23.4秒 東経130度22分37.4秒の点

(ヘ) 北緯33度05分17.9秒 東経130度22分32.2秒の点

(ト) 北緯33度05分12.1秒 東経130度22分26.6秒の点

(チ) 北緯33度05分11.2秒 東経130度22分26.1秒の点

(リ) 北緯33度04分53.3秒 東経130度22分01.9秒の点

(ヌ) 北緯33度05分23.2秒 東経130度21分55.5秒の点

(ル) 北緯33度05分30.7秒 東経130度22分05.5秒の点

(ヲ) 北緯33度05分31.3秒 東経130度22分06.4秒の点

(ワ) 北緯33度05分45.1秒 東経130度22分25.0秒の点

(カ) 北緯33度05分44.4秒 東経130度22分24.0秒の点

(ヨ) 北緯33度05分58.3秒 東経130度22分42.6秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

8

(1) 公示番号 有区第9号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度05分24.8秒 東経130度23分19.1秒の点

(ロ) 北緯33度05分16.3秒 東経130度23分10.0秒の点

(ハ) 北緯33度05分31.6秒 東経130度22分50.1秒の点

(ニ) 北緯33度05分37.3秒 東経130度23分03.1秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び  
大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

9

(1) 公示番号 有区第10号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度05分15.5秒 東経130度23分09.0秒の点

(ロ) 北緯33度04分53.0秒 東経130度22分44.7秒の点

(ハ) 北緯33度05分08.4秒 東経130度22分24.8秒の点

(ニ) 北緯33度05分31.0秒 東経130度22分48.8秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び  
大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

10

(1) 公示番号 有区第11号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)及び(イ)の各点を順  
次に結んだ直線によって囲まれた区域（ただし、(ロ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(ロ)の各点を  
順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。）

(イ) 北緯33度04分51.7秒 東経130度22分43.4秒の点

(ロ) 北緯33度04分30.9秒 東経130度22分21.0秒の点

(ハ) 北緯33度04分27.7秒 東経130度22分20.0秒の点

(ニ) 北緯33度04分05.6秒 東経130度21分55.9秒の点

(ホ) 北緯33度04分11.7秒 東経130度21分48.7秒の点

(ヘ) 北緯33度04分29.4秒 東経130度21分51.3秒の点

(ト) 北緯33度04分21.5秒 東経130度22分01.7秒の点

(チ) 北緯33度04分22.8秒 東経130度22分03.1秒の点

(リ) 北緯33度04分31.8秒 東経130度21分51.5秒の点

- (メ) 北緯33度04分39.1秒 東経130度21分52.6秒の点  
 (ル) 北緯33度04分44.6秒 東経130度21分58.3秒の点  
 (ヲ) 北緯33度04分46.8秒 東経130度22分00.5秒の点  
 (ワ) 北緯33度05分07.1秒 東経130度22分23.5秒の点
- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市
- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで
- (6) 免許予定日 平成17年9月1日

11

- (1) 公示番号 有区第12号  
 (2) 免許の内容たるべき事項  
 ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

- イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先  
 ウ 漁場の区域  
 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域  
 (イ) 北緯33度05分09.3秒 東経130度23分42.9秒の点  
 (ロ) 北緯33度04分59.2秒 東経130度23分32.0秒の点  
 (ハ) 北緯33度05分15.3秒 東経130度23分11.2秒の点  
 (ニ) 北緯33度05分25.4秒 東経130度23分22.2秒の点
- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市
- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで
- (6) 免許予定日 平成17年9月1日

12

- (1) 公示番号 有区第13号  
 (2) 免許の内容たるべき事項  
 ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

- イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先  
 ウ 漁場の区域  
 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域  
 (イ) 北緯33度04分58.2秒 東経130度23分31.0秒の点  
 (ロ) 北緯33度04分36.1秒 東経130度23分06.9秒の点  
 (ハ) 北緯33度04分52.1秒 東経130度22分46.1秒の点  
 (ニ) 北緯33度05分14.6秒 東経130度23分10.3秒の点
- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市
- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで
- (6) 免許予定日 平成17年9月1日

13

- (1) 公示番号 有区第14号  
 (2) 免許の内容たるべき事項  
 ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

- イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先  
 ウ 漁場の区域  
 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 (ただし、(ロ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び(ロ)の各点並びに(ニ)、(ホ)、(チ)、(リ)及び(ニ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

- (イ) 北緯33度04分34.7秒 東経130度23分05.4秒の点  
 (ロ) 北緯33度04分13.9秒 東経130度22分43.0秒の点  
 (ハ) 北緯33度04分11.3秒 東経130度22分41.2秒の点  
 (ニ) 北緯33度03分48.4秒 東経130度22分16.5秒の点  
 (ヌ) 北緯33度03分47.6秒 東経130度22分15.6秒の点  
 (ヘ) 北緯33度03分36.7秒 東経130度22分03.9秒の点  
 (ト) 北緯33度04分01.1秒 東経130度21分46.5秒の点  
 (チ) 北緯33度04分10.0秒 東経130度21分47.9秒の点  
 (リ) 北緯33度04分04.9秒 東経130度21分56.9秒の点  
 (ヌ) 北緯33度04分26.9秒 東経130度22分21.1秒の点  
 (ル) 北緯33度04分29.9秒 東経130度22分22.3秒の点  
 (ヲ) 北緯33度04分50.7秒 東経130度22分44.6秒の点
- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで  
 (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで  
 (6) 免許予定日 平成17年9月1日

14

- (1) 公示番号 有区第15号  
 (2) 免許の内容たるべき事項  
 ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

- イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先  
 ウ 漁場の区域  
 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域  
 (イ) 北緯33度04分46.0秒 東経130度23分46.9秒の点  
 (ロ) 北緯33度04分23.6秒 東経130度23分22.8秒の点  
 (ハ) 北緯33度04分35.1秒 東経130度23分08.2秒の点  
 (ニ) 北緯33度04分57.2秒 東経130度23分32.3秒の点

- (イ) 北緯33度04分58.2秒 東経130度23分33.2秒の点  
 (ロ) 北緯33度05分15.5秒 東経130度23分52.0秒の点
- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市
- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで  
 (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで  
 (6) 免許予定日 平成17年9月1日
- 15
- (1) 公示番号 有区第16号  
 (2) 免許の内容たるべき事項  
 ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

- イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先  
 ウ 漁場の区域  
 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域  
 (イ) 北緯33度04分04.3秒 東経130度24分06.8秒の点  
 (ロ) 北緯33度04分46.9秒 東経130度23分47.9秒の点
- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市
- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで  
 (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで  
 (6) 免許予定日 平成17年9月1日
- 16
- (1) 公示番号 有区第17号  
 (2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分22.3秒 東経130度23分21.4秒の点  
 (ロ) 北緯33度04分01.4秒 東経130度22分59.0秒の点  
 (ハ) 北緯33度04分12.8秒 東経130度22分44.2秒の点  
 (ニ) 北緯33度04分33.8秒 東経130度23分06.7秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

17

(1) 公示番号 有区第18号

(2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域（ただし、(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。）

- (イ) 北緯33度03分58.7秒 東経130度22分57.2秒の点  
 (ロ) 北緯33度03分36.1秒 東経130度22分32.7秒の点

(ハ) 北緯33度03分35.2秒 東経130度22分31.8秒の点

(ニ) 北緯33度03分20.2秒 東経130度22分15.6秒の点

(ホ) 北緯33度03分35.2秒 東経130度22分05.0秒の点

(ヘ) 北緯33度03分46.4秒 東経130度22分17.1秒の点

(ト) 北緯33度03分47.2秒 東経130度22分18.1秒の点

(チ) 北緯33度04分10.0秒 東経130度22分42.7秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

18

(1) 公示番号 有区第19号

(2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度04分51.3秒 東経130度24分24.0秒の点

(ロ) 北緯33度04分33.6秒 東経130度24分05.0秒の点

(ハ) 北緯33度04分45.8秒 東経130度23分49.1秒の点

(ニ) 北緯33度05分03.3秒 東経130度24分08.1秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

19

(1) 公示番号 有区第20号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度04分32.7秒 東経130度24分04.1秒の点

(ロ) 北緯33度04分10.5秒 東経130度23分39.8秒の点

(ハ) 北緯33度04分22.7秒 東経130度23分24.1秒の点

(ニ) 北緯33度04分45.0秒 東経130度23分48.1秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び  
大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

20

(1) 公示番号 有区第21号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度04分09.1秒 東経130度23分38.4秒の点

(ロ) 北緯33度03分48.4秒 東経130度23分15.8秒の点

(ハ) 北緯33度04分00.5秒 東経130度23分00.2秒の点

(ニ) 北緯33度04分21.3秒 東経130度23分22.7秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び  
大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

21

(1) 公示番号 有区第22号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によっ  
て囲まれた区域（ただし、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ト)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によ  
って囲まれた区域を除く。）

(イ) 北緯33度03分46.0秒 東経130度23分13.5秒の点

(ロ) 北緯33度03分23.7秒 東経130度22分49.2秒の点

(ハ) 北緯33度03分22.7秒 東経130度22分48.2秒の点

(ニ) 北緯33度03分03.7秒 東経130度22分27.4秒の点

(ホ) 北緯33度03分19.2秒 東経130度22分16.4秒の点

(ヘ) 北緯33度03分34.4秒 東経130度22分32.9秒の点

(ト) 北緯33度03分35.3秒 東経130度22分33.8秒の点

(チ) 北緯33度03分57.9秒 東経130度22分58.3秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び  
大牟田市
- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで
- (6) 免許予定日 平成17年9月1日

22

- (1) 公示番号 有区第23号
- (2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分41.0秒 東経130度24分37.9秒の点  
 (ロ) 北緯33度04分24.0秒 東経130度24分31.9秒の点  
 (ハ) 北緯33度04分18.0秒 東経130度24分25.5秒の点  
 (ニ) 北緯33度04分32.5秒 東経130度24分06.2秒の点  
 (ホ) 北緯33度04分50.3秒 東経130度24分25.3秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び  
大牟田市

- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで  
 (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで  
 (6) 免許予定日 平成17年9月1日

23

- (1) 公示番号 有区第24号
- (2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分16.9秒 東経130度24分24.4秒の点  
 (ロ) 北緯33度03分54.7秒 東経130度24分00.2秒の点  
 (ハ) 北緯33度04分09.5秒 東経130度23分41.1秒の点  
 (ニ) 北緯33度04分31.7秒 東経130度24分05.3秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び  
大牟田市

- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで  
 (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで  
 (6) 免許予定日 平成17年9月1日

24

- (1) 公示番号 有区第25号
- (2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分53.4秒 東経130度23分58.7秒の点  
 (ロ) 北緯33度03分32.5秒 東経130度23分36.2秒の点  
 (ハ) 北緯33度03分47.4秒 東経130度23分17.1秒の点  
 (ニ) 北緯33度04分08.2秒 東経130度23分40.0秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び  
大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

25

(1) 公示番号 有区第26号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分30.3秒 東経130度23分33.7秒の点

(ロ) 北緯33度03分08.3秒 東経130度23分09.6秒の点

(ハ) 北緯33度03分22.9秒 東経130度22分50.2秒の点

(ニ) 北緯33度03分45.2秒 東経130度23分14.5秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び  
大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

26

(1) 公示番号 有区第27号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで
---------	-------	-----------------

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分07.3秒 東経130度23分08.6秒の点

(ロ) 北緯33度02分43.0秒 東経130度22分42.2秒の点

(ハ) 北緯33度03分02.7秒 東経130度22分28.1秒の点

(ニ) 北緯33度03分22.0秒 東経130度22分49.2秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び  
大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

27

(1) 公示番号 有区第28号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度04分20.3秒 東経130度24分30.0秒の点

(ロ) 北緯33度03分56.0秒 東経130度24分23.9秒の点

(ハ) 北緯33度03分43.4秒 東経130度24分15.0秒の点

(ニ) 北緯33度03分53.7秒 東経130度24分01.5秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び  
大牟田市

- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで  
 (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで  
 (6) 免許予定日 平成17年9月1日

28

- (1) 公示番号 有区第29号  
 (2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

## ウ 漁場の区域

- 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域  
 (イ) 北緯33度03分41.8秒 東経130度24分13.8秒の点  
 (ロ) 北緯33度03分17.1秒 東経130度23分56.3秒の点  
 (ハ) 北緯33度03分31.5秒 東経130度23分37.3秒の点  
 (ニ) 北緯33度03分52.4秒 東経130度24分00.1秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び  
大牟田市

- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで  
 (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで  
 (6) 免許予定日 平成17年9月1日

29

- (1) 公示番号 有区第30号  
 (2) 免許の内容たるべき事項  
 ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

## ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分14.9秒 東経130度23分53.7秒の点  
 (ロ) 北緯33度02分52.0秒 東経130度23分30.6秒の点  
 (ハ) 北緯33度03分07.4秒 東経130度23分10.6秒の点  
 (ニ) 北緯33度03分29.5秒 東経130度23分34.8秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び  
大牟田市

- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで  
 (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで  
 (6) 免許予定日 平成17年9月1日

30

- (1) 公示番号 有区第31号  
 (2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

## ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度02分51.1秒 東経130度23分29.7秒の点  
 (ロ) 北緯33度02分29.0秒 東経130度23分07.3秒の点  
 (ハ) 北緯33度02分31.0秒 東経130度23分04.9秒の点  
 (ニ) 北緯33度02分26.3秒 東経130度22分54.0秒の点  
 (ホ) 北緯33度02分42.0秒 東経130度22分42.9秒の点  
 (イ) 北緯33度03分06.4秒 東経130度23分09.6秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び

## 大牟田市

- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで  
 (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで  
 (6) 免許予定日 平成17年9月1日

31

- (1) 公示番号 有区第32号  
 (2) 免許の内容たるべき事項  
 ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県柳川市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分50.9秒 東経130度24分28.0秒の点  
 (ロ) 北緯33度03分41.8秒 東経130度24分32.4秒の点  
 (ハ) 北緯33度03分34.4秒 東経130度24分32.4秒の点  
 (ニ) 北緯33度03分18.8秒 東経130度24分26.3秒の点  
 (ホ) 北緯33度03分13.5秒 東経130度24分22.6秒の点  
 (ヘ) 北緯33度03分17.8秒 東経130度24分12.4秒の点  
 (ト) 北緯33度03分11.0秒 東経130度24分07.5秒の点  
 (チ) 北緯33度03分16.1秒 東経130度23分57.4秒の点  
 (リ) 北緯33度03分52.9秒 東経130度24分23.8秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで  
 (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで  
 (6) 免許予定日 平成17年9月1日

32

- (1) 公示番号 有区第33号  
 (2) 免許の内容たるべき事項  
 ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分00.2秒 東経130度24分18.9秒の点  
 (ロ) 北緯33度02分28.2秒 東経130度24分04.0秒の点  
 (ハ) 北緯33度02分51.3秒 東経130度23分31.7秒の点  
 (ニ) 北緯33度03分14.4秒 東経130度23分55.0秒の点  
 (ホ) 北緯33度03分07.9秒 東経130度24分04.5秒の点  
 (ヘ) 北緯33度03分09.5秒 東経130度24分06.0秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで  
 (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで  
 (6) 免許予定日 平成17年9月1日

33

- (1) 公示番号 有区第34号  
 (2) 免許の内容たるべき事項  
 ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

## ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度02分27.2秒 東経130度24分03.3秒の点
- (ロ) 北緯33度02分09.2秒 東経130度23分51.7秒の点
- (ハ) 北緯33度02分15.3秒 東経130度23分42.8秒の点
- (ニ) 北緯33度02分27.9秒 東経130度23分35.2秒の点
- (ホ) 北緯33度02分24.9秒 東経130度23分32.7秒の点
- (ヘ) 北緯33度02分12.4秒 東経130度23分39.5秒の点
- (ト) 北緯33度02分09.6秒 東経130度23分36.9秒の点
- (チ) 北緯33度02分28.6秒 東経130度23分08.9秒の点
- (リ) 北緯33度02分50.3秒 東経130度23分30.8秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで
- (6) 免許予定日 平成17年9月1日

34

(1) 公示番号 有区第35号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県三池郡高田町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分31.9秒 東経130度24分52.9秒の点

(ロ) 北緯33度04分16.3秒 東経130度24分56.7秒の点

(ハ) 北緯33度03分53.6秒 東経130度24分32.2秒の点

(ニ) 北緯33度03分56.5秒 東経130度24分27.7秒の点

(ホ) 北緯33度04分40.4秒 東経130度24分42.7秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

35

(1) 公示番号 有区第36号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分31.6秒 東経130度25分12.6秒の点

(ロ) 北緯33度03分26.8秒 東経130度25分07.8秒の点

(ハ) 北緯33度03分51.9秒 東経130度24分32.2秒の点

(ニ) 北緯33度04分14.9秒 東経130度24分56.8秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

36

(1) 公示番号 有区第37号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分25.8秒 東経130度25分06.8秒の点

(ロ) 北緯33度03分09.0秒 東経130度24分50.0秒の点

(ハ) 北緯33度03分21.4秒 東経130度24分32.4秒の点

(ニ) 北緯33度03分34.5秒 東経130度24分37.1秒の点

(ホ) 北緯33度03分51.0秒 東経130度24分31.3秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

37

(1) 公示番号 有区第38号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区

域

(イ) 北緯33度03分07.7秒 東経130度24分48.6秒の点

(ロ) 北緯33度02分49.4秒 東経130度24分30.3秒の点

(ハ) 北緯33度02分55.5秒 東経130度24分21.7秒の点

(ニ) 北緯33度03分09.0秒 東経130度24分25.4秒の点

(ホ) 北緯33度03分19.8秒 東経130度24分31.7秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

38

(1) 公示番号 有区第39号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度02分48.0秒 東経130度24分29.0秒の点

(ロ) 北緯33度02分30.7秒 東経130度24分11.8秒の点

(ハ) 北緯33度02分53.7秒 東経130度24分20.9秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

39

(1) 公示番号 有区第40号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分30.9秒 東経130度25分12.8秒の点

(ロ) 北緯33度03分20.4秒 東経130度25分16.6秒の点

(ハ) 北緯33度03分26.4秒 東経130度25分08.3秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

40

(1) 公示番号 有区第41号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分18.4秒 東経130度25分17.3秒の点

(ロ) 北緯33度02分51.8秒 東経130度25分14.2秒の点

(ハ) 北緯33度03分08.7秒 東経130度24分50.6秒の点

(ニ) 北緯33度03分25.4秒 東経130度25分07.3秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

41

(1) 公示番号 有区第42号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度02分50.4秒 東経130度25分13.1秒の点

(ロ) 北緯33度02分29.7秒 東経130度24分58.0秒の点

(ハ) 北緯33度02分49.0秒 東経130度24分30.8秒の点

(ニ) 北緯33度03分07.3秒 東経130度24分49.2秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

42

(1) 公示番号 有区第43号

(2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度02分28.5秒 東経130度24分57.1秒の点
- (ロ) 北緯33度02分04.6秒 東経130度24分41.1秒の点
- (ハ) 北緯33度02分04.2秒 東経130度24分08.2秒の点
- (ニ) 北緯33度02分06.4秒 東経130度24分02.0秒の点
- (ホ) 北緯33度02分29.3秒 東経130度24分11.2秒の点
- (ヘ) 北緯33度02分47.7秒 東経130度24分29.5秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

43

(1) 公示番号 有区第44号

(2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度01分44.4秒 東経130度24分21.0秒の点

(ロ) 北緯33度01分19.9秒 東経130度23分50.5秒の点

(ハ) 北緯33度01分39.1秒 東経130度23分32.7秒の点

(ニ) 北緯33度01分54.2秒 東経130度23分50.8秒の点

(ホ) 北緯33度01分57.2秒 東経130度24分08.2秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

(4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで

(5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで

(6) 免許予定日 平成17年9月1日

474

(1) 公示番号 有区第45号

(2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度01分41.1秒 東経130度24分21.2秒の点

(ロ) 北緯33度01分21.3秒 東経130度24分43.6秒の点

(ハ) 北緯33度00分58.8秒 東経130度24分15.8秒の点

(ニ) 北緯33度01分04.1秒 東経130度24分10.3秒の点

(ホ) 北緯33度00分56.2秒 東経130度24分00.7秒の点

(ヘ) 北緯33度01分11.0秒 東経130度23分43.7秒の点

(3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで  
 (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで  
 (6) 免許予定日 平成17年9月1日

45

- (1) 公示番号 有区第46号

- (2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	8月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度00分59.2秒 東経130度24分21.0秒の点  
 (ロ) 北緯33度00分40.6秒 東経130度24分29.0秒の点  
 (ハ) 北緯33度00分22.4秒 東経130度23分39.2秒の点  
 (ニ) 北緯33度00分27.5秒 東経130度23分36.6秒の点  
 (ホ) 北緯33度00分42.2秒 東経130度23分35.0秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで  
 (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで  
 (6) 免許予定日 平成17年9月1日

46

- (1) 公示番号 有区第47号

- (2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで
---------	-------	-----------------

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度01分39.5秒 東経130度24分57.5秒の点  
 (ロ) 北緯33度01分28.8秒 東経130度24分43.1秒の点  
 (ハ) 北緯33度01分36.6秒 東経130度24分34.9秒の点  
 (ニ) 北緯33度01分47.4秒 東経130度24分49.3秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで  
 (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで  
 (6) 免許予定日 平成17年9月1日

47

- (1) 公示番号 有区第48号

- (2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯32度59分58.9秒 東経130度23分47.0秒の点  
 (ロ) 北緯33度00分08.4秒 東経130度24分28.7秒の点  
 (ハ) 北緯33度00分05.3秒 東経130度24分29.9秒の点  
 (ニ) 北緯32度59分55.8秒 東経130度23分48.0秒の点

- (3) 地元地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、山門郡瀬高町、三池郡高田町及び大牟田市

- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで  
 (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで  
 (6) 免許予定日 平成17年9月1日

48

(1) 公示番号 有区第49号

(2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 福岡県大牟田市地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯32度59分58.5秒 東経130度23分59.1秒の点  
 (ロ) 北緯33度00分10.2秒 東経130度24分50.1秒の点  
 (ハ) 北緯33度00分07.4秒 東経130度24分51.2秒の点  
 (ニ) 北緯32度59分52.2秒 東経130度24分03.5秒の点

(3) 地元地区 大牟田市早米来町、同浪花町、同三川町、同上屋敷町、同船津町、同南船津町、同汐屋町、同入船町、同高砂町、同天領町、同樋口町、同田端町、同諏訪町、同三里町、同藤田町、同健老町、同宮原町、同歴木、同大正町、同八本町、同八江町、同吉野、同馬込町及び同中白川町

- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成18年8月31日まで  
 (5) 申請期間 平成17年6月23日から同年7月22日まで  
 (6) 免許予定日 平成17年9月1日

## 福岡県告示第1066号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成17年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

1

(1) 公示番号 筑区第410号

(2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糸島郡志摩町大字岐志地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- 基点第65号 糸島郡志摩町大字岐志漁港西防波堤灯台  
 (イ) 基点第65号から真方位229度34分 746メートルの点  
 (ロ) 基点第65号から真方位230度50分 1,172メートルの点  
 (ハ) 基点第65号から真方位238度35分 1,175メートルの点  
 (ニ) 基点第65号から真方位241度46分 753メートルの点

(3) 地元地区 糸島郡志摩町大字岐志及び大字新町

- (4) 存続期間 平成17年9月1日から平成20年8月31日まで  
 (5) 申請期間 平成17年6月25日から同年7月25日まで  
 (6) 免許予定日 平成17年9月1日

## 福岡県告示第1067号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項に規定する指定地方公共機関として次のとおり指定する。

平成17年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

大牟田瓦斯株式会社

西日本ガス株式会社

筑紫ガス株式会社  
直方ガス株式会社  
飯塚ガス株式会社  
中間ガス株式会社  
高松ガス株式会社  
社団法人福岡県L P ガス協会  
平成筑豊鉄道株式会社  
筑豊電気鉄道株式会社  
甘木鉄道株式会社  
北九州高速鉄道株式会社  
西鉄バス二日市株式会社  
西鉄バス宗像株式会社  
西鉄バス両筑株式会社  
西鉄バス久留米株式会社  
西鉄バス大牟田株式会社  
西鉄バス筑豊株式会社  
西鉄高速バス株式会社  
西鉄バス北九州株式会社  
九州急行バス株式会社  
堀川バス株式会社  
株式会社甘木観光バス  
西鉄観光バス株式会社  
西鉄北九州観光株式会社  
九州観光バス株式会社  
柳城観光株式会社  
九州郵船株式会社  
大川海運物産株式会社  
九州西武運輸株式会社  
久留米運送株式会社

株式会社博運社  
株式会社ランテック  
九州産業運輸株式会社  
丸善海陸運輸株式会社  
三友通商株式会社  
社団法人福岡県トラック協会  
社団法人福岡県医師会  
社団法人福岡県歯科医師会  
社団法人福岡県薬剤師会  
福岡県道路公社  
福岡北九州高速道路公社

---

#### 福岡県告示第1068号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市大字山内字榎町373番地、374番地、375-2番地及び376番地

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女市大字本村420-1

福岡八女農業協同組合 代表理事組合長 樋口 和典

---

#### 福岡県告示第1069号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島郡志摩町大字芥屋字野辺3312番1及び3313番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区清水3-11-10

川村 高

**福岡県告示第1070号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字溝口字下庄ノ後931-1、931-4、932-1、932-7、932-8、939-1、939-2、939-3、939-4、941-1、941-2、944-1及び944-3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者名

筑後市大字溝口907番地

宝生運送有限会社 代表取締役 檀 高好

**福岡県告示第1071号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市小倉南区大字長野地区	平成16年12月20日

**福岡県告示第1072号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市小倉北区豊町二丁目外	平成17年2月28日

**福岡県告示第1073号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市戸畠区大中本町外	平成16年12月10日

**福岡県告示第1074号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39

条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 検査の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 検査の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市小倉南区大字横代	平成17年3月15日

福岡県告示第1075号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字五反田3810番1から3810番3まで、3811番1、3811番3から3811番9まで、3812番、3812番4、3814番6、3814番7及び3822番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

前原市大字神在1010

有限会社釜揚げ牧のうどん 代表取締役 畑中 立木

福岡県告示第1076号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 久留米西鉄名店街

(2) 所在地 福岡県久留米市東町上天神田316番地の2

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1077号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパードラッグコスモス小郡店

(2) 所在地 福岡県小郡市小郡字中築地408番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1078号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成17年度において2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成17年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 募集期間

平成17年7月入隊	平成17年4月19日から 平成17年5月31日まで
-----------	------------------------------

## 2 受験資格

## (1) 年齢及び性別

平成18年4月1日現在18歳以上27歳未満の男子

## (2) 学歴

次のいずれかに該当する者

- ア 中学校を卒業した者又は平成18年3月までに卒業見込みの者  
 イ 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成18年3月までに修了見込みの者

## 3 試験期日

受付時に指定する。

## 4 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1丁目12番 (電話 092-584-1881)	自衛隊福岡地方連絡部
北九州市小倉北区片野新町3-1-1 (城野分屯地内) (電話 093-921-7414)	自衛隊福岡地方連絡部 北九州出張所
築上郡椎田町西八田 (築城基地内) (電話 0930-56-1150)	自衛隊福岡地方連絡部 築城募集事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981)	自衛隊福岡地方連絡部 芦屋募集事務所
飯塚市大字川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方連絡部 飯塚募集事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方連絡部 福岡募集事務所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方連絡部 福岡募集事務所 (博多)
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方連絡部 福岡募集事務所 (和白)

福岡市西区姪の浜5-4-20	(電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方連絡部 福岡募集事務所 (姪浜)
久留米市山川追分1-8-19	(電話 0942-23-7050)	自衛隊福岡地方連絡部 久留米募集事務所
大牟田市宝坂町1-2-9	(電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方連絡部 大牟田募集事務所
八女市大字本村字杉町662-5	(電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方連絡部 八女募集事務所
柳川市本町10-11	(電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方連絡部 柳川募集事務所

## 5 試験場の位置及び名称

試験場	位 置	名 称
小 倉	北九州市小倉北区片野新町3-1-1	陸上自衛隊城野分屯地
飯 塚	飯塚市大字川津282	陸上自衛隊飯塚駐屯地
福 岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
久 留 米	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

## 福岡県告示第1079号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項に定める者から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成17年5月27日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
鮎の瀬土地改良事業共同施行	八女郡黒木町大字笠原（鮎の瀬地区）	平成17年5月10日

公 告

公告

平成17年度福岡県製菓衛生師試験を次のように実施する。

平成17年5月27日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第47条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 昭和41年12月26日において、菓子製造業に従事していた者（学校教育法第47条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの
- (4) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの又は2年以上菓子製造業に従事したもの

## 2 試験

### (1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

- ア 衛生法規
- イ 公衆衛生学
- ウ 食品学
- エ 食品衛生学
- オ 栄養学
- カ 製菓理論
- キ 製菓実技

ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造に係

る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出るものについては、カ製菓理論及びキ製菓実技の試験を免除する。

## (2) 日時及び場所

日	時	科 目	場 所
平成17年9月6日（火曜日）	午後1時から午後3時まで（ただし、試験科目の免除を受ける者の試験時間は午後1時から午後2時30分までとする。）	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論 製菓実技	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎8階803号会議室

## 3 受験手続及び受付期間

### (1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に、次に掲げる書類（オ）の書類の提出については、試験科目の一部免除を願い出る場合に限る。）、写真（出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦8センチメートル、横6センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）1枚、受験票1枚及び受験申込手数料9,400円を添えて、県内に住所地又は就業地を有する者は、当該住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター、大牟田市については大牟田市保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）、県外に住所地及び就業地を有する者は、福岡県保健福祉部生活衛生課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「県庁生活衛生課」という。）へ提出すること。

（ア）学校教育法第47条に規定する者であることを証する書類（中学校卒業以上の卒業証書の写し又は卒業証明書） 1部

（イ）製菓業務従事証明書又は製菓衛生師養成施設において1年以上の製菓衛生師としての課程を修了したことを証する書類 1部

（ウ）履歴書 1部

- (エ) 戸籍抄本（出願前6月以内に作成したもの） 1部
- (オ) 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類 1部
- イ 受験願書の用紙は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して90円切手をはった返信用封筒（定形）を必ず同封すること。
- ウ 受験申込手数料9,400円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は受験しなかった場合でも返還しない。
- エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便とし、「製菓衛生師受験願書在中」と朱書きすること。

(2) 受付期間及び受付時間

- ア 受験願書の受付期間は、平成17年7月11日（月曜日）から同月25日（月曜日）までとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。
- イ 郵便による受験申込みは、平成17年7月25日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

- (1) 合格者の受験番号は、平成17年10月7日（金曜日）に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課に掲示するほか、県公報に登載して行う。
- (2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は県庁生活衛生課に対して行うこと。

**筑前海区漁業調整委員会**

**筑前海区漁業調整委員会指示第119号**

筑前海区海面における養殖用マダイ種苗採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成17年5月27日

筑前海区漁業調整委員会 会長 大内康敬

1 採捕の制限

全長11センチメートル以下のマダイは、養殖用種苗として採捕してはならない。ただし、平成17年7月16日から同年7月31日までの期間において、きす1そごち網漁業又は手びきごち網漁業により採捕する場合はこの限りでない。

2 指示の有効期間

平成17年6月1日から平成18年5月31日まで

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 株式会社崎嶋  
福岡市東区箱崎  
六丁目六番四一  
川頭島弘文社号

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)